

令和7年8月～令和8年7月分 就学援助のお知らせ

旭川市教育委員会

旭川市では、お子様の就学に当たり経済的に困りの御家庭に、学用品費等や学校給食費などの援助をしています。援助を希望される方は、このお知らせを御覧の上申請を行ってください。（生活保護を受給中の方は申請不要です。）

1 援助を受けることができる世帯

次の（１）から（３）までのうち、いずれかに該当する場合に援助を受けることができます。認定要件については、２ページで確認できます。

- （１）生活保護が停止又は廃止された方（生活保護受給時と世帯構成に変更がない場合のみ）
- （２）同居の方全員の市町村民税が非課税又は減免された方（学生や未就学児以外の同居の方全員）
- （３）令和6年中の世帯員の合計所得が認定基準を超えていない方

※教育委員会の承諾を得て区域外就学（市外に住民登録をしている児童生徒が、住民登録を変更せずに市内の小・中学校に就学すること）し、かつ（１）～（３）のいずれかに該当する場合は個別に御連絡ください。

2 就学援助の期間

認定期間は令和7年8月から令和8年7月までとなります。（中学校3年生は令和8年3月までです。）

3 就学援助の内容

就学援助の認定を受けた方は、次の援助を受けることができます。

令和7年4月時点の内容です。援助内容は国の基準改定などにより変更になる場合があります。

- ① 学用品費等（年額：小学生 15,500 円、中学生 27,310 円）
- ② 修学旅行費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ③ 通学費（公共交通費の実費相当分を援助、限度額・距離制限等あり。）
- ④ 宿泊研修費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ⑤ 海・山の学校費（一部援助）※行事の出発当日時点で認定期間がある場合
- ⑥ 新入学用品費（小学生 54,790 円、中学生 60,730 円）
- ⑦ 体育実技用具費（スキー：小学生 26,500 円、中学生 38,030 円 スケート：小・中学生とも 11,810 円）
- ⑧ 医療費（学校病の治療費を援助）
- ⑨ 学校給食費（全額援助）
- ⑩ P T A 会費（実費、年間上限額：小学生 3,450 円、中学生 4,260 円）
- ⑪ 生徒会費（実費、中学生のみ。年間上限額 5,550 円）
- ⑫ クラブ活動費（一部援助、中学生のみ。年間上限額 5,000 円）

※ 北海道教育大学附属旭川小・中学校については、③・⑧・⑨の援助は対象外。

※⑥の令和8年4月入学の小学生分は認定日が令和8年4月末日までの新1年生が対象。

※⑥の令和8年4月入学の中学生分は小学校6年生の3月に認定期間がある場合が対象。

※⑥の令和8年4月入学の中学生分について、令和8年2月1日以降に旭川市へ転入し、転入前の市町村から新入学用品費の支給を受けていない場合で、認定日が令和8年4月末日までであれば対象。

※⑦は学校でスキー又はスケート授業がある学年で、それに必要なスキー用具、スケート用具を購入する方が対象。支給は小1～小3、小4～小6、中1～中3のそれぞれの期間に1回。（ただし授業のない学年は対象外。）

4 申請書の提出期限及び提出先

令和7年8月～令和8年7月分の一斉受付の提出期限は、令和7年5月19日（月）です。

申請書は、お子様が現在通っている学校へ提出をお願いします。

その後も申請の受付は随時行っています。

5 認定要件

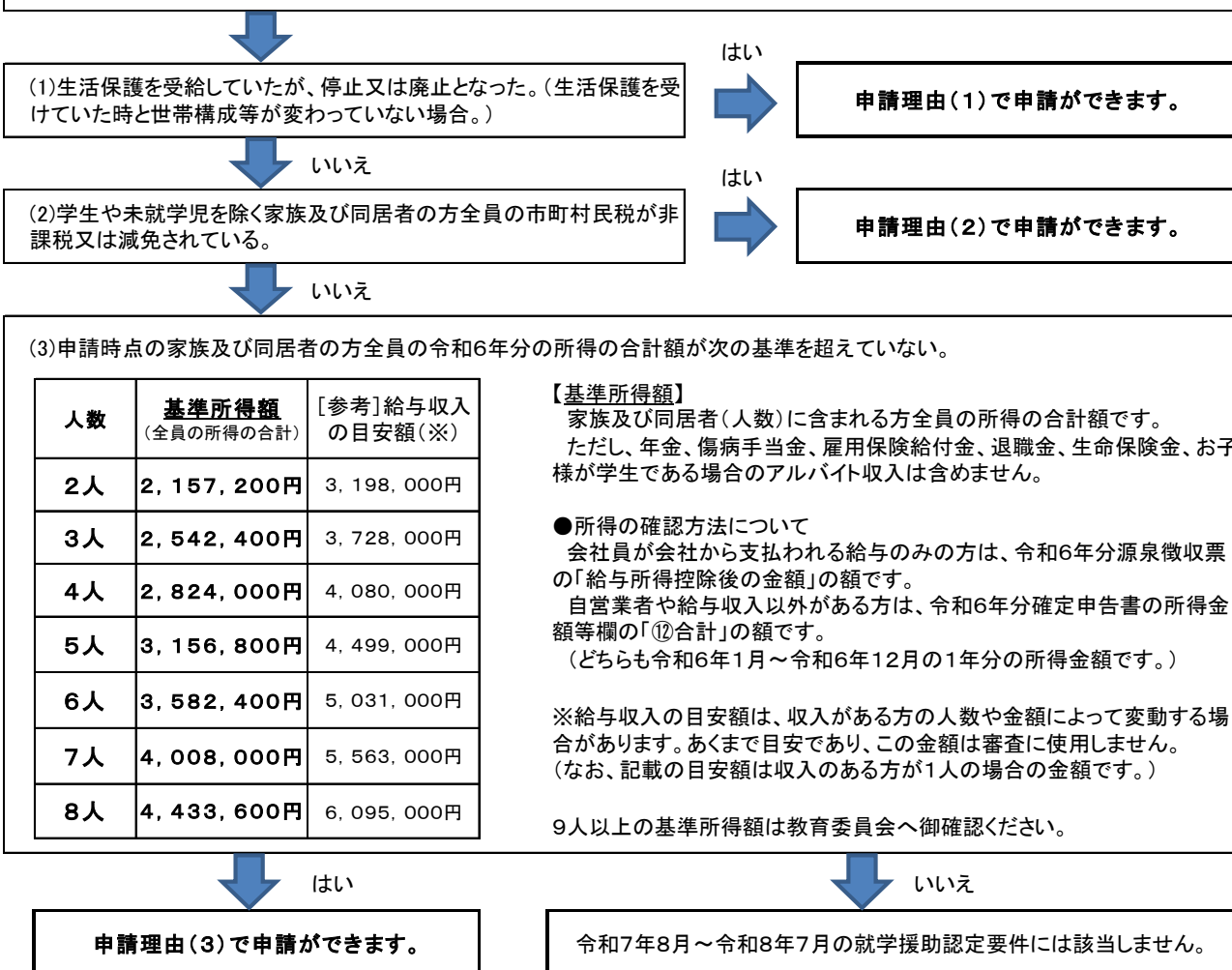
次の図を参考に、家族及び同居者の状況（人数）と当てはまる申請理由を確認し、3ページに記載している必要書類を添付して申請してください。

同一世帯として扱い、家族及び同居者の状況（人数）に含める方は以下のとおりです。

- ・同居している65歳未満の方。住民票上別世帯で家計が別の場合でも、実際に同居しているすべての方を含めます。
- ・同居している65歳以上の方で児童生徒の保護者になっている方。
- ・同居している65歳以上の方で児童生徒の保護者（申請者）の扶養に入っている方。
- ・二世帯住宅にお住まいの方で上記のいずれかに該当する方。
- ・同一生計の別居の学生の方。
- ・単身赴任の方。
- ・別居しているが婚姻関係がある方（離婚調停中や裁判中でその旨がわかる書類の提出がある場合を除く。）。



上記の家族及び同居者の状況（人数）でチャートに進み、申請理由を確認する。



※世帯の収入が給与収入の目安額に近いけれど所得がわからない場合などでも、教育委員会で改めて所得金額を確認するため、申請していただいて構いません。

申請理由(1)～(3)のいずれにも該当しない方へ…【令和7年中の家計激変】における当年特別審査

失職、離職、病気で働けない、事業を廃止した等の理由で収入が大幅に減少した際に申請ができます。
令和7年1月以降の収入確認書類を提出いただき、基準を下回る収入の場合に就学援助を受けることができます。
当年特別審査の申請受付期間は7月1日から11月末日までです。
御用意いただく書類等の御案内を郵送しますので、6月26日以降に教育委員会へお問合せください。

6 申請に必要な書類

◎就学援助を希望される方は、お子様が在学する学校へ申請書を提出してください。

※ただし以下の要件に当てはまる方は添付書類が必要になります。

生活保護が停止又は廃止された方（生活保護受給時と世帯構成に変更がない場合のみ）
保護廃止（停止）決定 <u>通知書</u> の写し及び生活保護決定 <u>証明書</u> の写し（それぞれ1部ずつ）
令和7年1月1日時点で旭川市に住民票のない方
令和7年1月1日に住民票があった市町村から発行される「 令和7年度 所得・課税証明書 」（他の手続で使用するものの写しで可）。

※上記以外に、世帯の状況等で必要な確認事項が出た場合、個別に追加の必要書類等を要する場合があります。

7 お願い・お知らせ

- (1) 小学生と中学生のお子様がいる場合は、学校ごとに申請書を作成し、それぞれに提出してください。
- (2) お子様に持たせた申請書が学校に届かない場合があります。提出漏れのないよう確認をお願いします。
- (3) 審査結果は、審査終了後に学校を通じて文書でお知らせします。
- (4) 認定日は、令和7年8月1日以前に申請書を提出された方は8月1日、それ以降の方は申請を受け付けた日となります。
- (5) 修学旅行費や学校給食費の納入方法についての取扱いに関するお問合せは、お子様が通う学校へお願いします。
- (6) 放課後児童クラブ運営負担金の減免についてのお問合せは「子育て支援課」へ御連絡ください。

注意事項

- (1) 申請書の提出後、世帯状況等記載内容に変更や誤りがあった場合は、速やかに学校又は教育委員会へ御連絡ください。
- (2) 世帯状況の変更についての連絡が遅れたときや、偽りその他不正な手段により就学援助の認定を受けたときは、就学援助の認定を廃止するとともに、既に支給した援助費の全部又は一部の返還を求める場合があります。

~~~~~

## 【就学援助に関するお問合せ先】

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎4階

旭川市教育委員会 学校教育部 学務課 就学助成担当（電話：25-9117）

※就学援助の申請や申請書の交付については、通学している学校に御連絡ください。

~~~~~

記入例

太枠の中を黒ペンで記入してください。

「上記児童生徒以外の家族及び同居者」欄には、申請者本人や対象になる65歳以上の方を含め、勤務先や学校名、収入の有無まで、記入漏れのないようにお願いします。

申請者名は3か所記入するところがあります。

(様式)

令和7年8月～令和8年7月分 就学援助申請書

(宛先) 旭川市教育委員会
次の理由により就学援助の申請をいたします。
この申請により、令和8年7月末までの申請をするものとします。
認定を受けた場合は、学校給食費及び修学旅行費の受領、執行、返納に関することを児童生徒の在籍する学校の学校長に委任します。

※同意事項
この申請における認定等審査のため、申請者及び申請者の属する世帯の世帯員に係る住民記録、所得及び課税の状況、並びにひとり親家庭等医療費助成及び児童扶養手当の支給の状況について、旭川市の所管部局から情報を得ることに同意します。
(同意しない場合は、確認欄(□)に「✓」を記載してください。) → □ 同意しません。各種証明書類等を別に提出します。)

申請日	令和 年 月 日
住所	旭川市
申請者氏名(保護者)	フリガナ
日中連絡先	父・母 その他()

※この申請書は、学校ごとに1枚の申請書になります。同じ学校に兄弟姉妹がいる場合は一緒に記入して申請してください。なお、令和7年8月1日以前の提出でも、令和7年8月1日以降の認定審査の対象となります。



※学校使用欄

前期間の認定
有・無

学校名

兄弟姉妹が同じ学校にいる場合は全員記入してください。4月に入学するお子様も記入をお願いします。
お子様が小学生と中学生の場合は小中学校別々に申請書を作成してください。

同居している方は同一世帯とみなします。

二世帯住宅に住んでいる方も含めます。
また、住所は別であっても、学生や単身赴任者は同一生計の家族になりますので、含めて記入してください。

令和6年中無職であった場合は空欄にせず、勤務先欄に「なし」と記入し、収入の有無欄は「無」に丸をつけてください

氏名	フリガナ	学年	生年月日	年齢	65歳以上の被扶養者に☑	令和6・7年の勤務先又は学校名学年(無職の場合は「なし」と記入)	令和6年中の収入
本人(申請者)					—	R6 R7	有・無
					□	R6 R7	有・無
					□	R6 R7	有・無
					□	R6 R7	有・無
					□	R6 R7	有・無

振込先金融機関	銀行	信用金庫	本店(所)	申請理由
	農協	信用組合	支店(所)出張所	
種別	普通	口座番号	お知らせ1ページに記載されている1の(1)～(3)から、あてはまる番号を1つ記入してください。 【 】 ※不明の場合は未記入で構いません。	
口座名義(申請者名義のみ有効)	(カタカナで記入)			

令和6・7年時点の勤務先を記入してください。

学生の方は、学校名と令和6・7年時点の学年をそれぞれ記入してください。

振込先は申請者本人の口座に限ります。

ゆうちょ銀行への振込の場合、支店名は「漢数字の3桁の店番号」口座番号は店番号に続く「7桁の口座番号」になります(5桁・8桁の番号では振込ができません)。通帳に3桁・7桁の振込用口座番号がない場合はお近くのゆうちょ銀行にお問合せください。

お知らせ1ページの当てはまる申請理由の番号を1つ記入し、必要に応じて記載されている書類を添付してください。